ますます危ない軍事シミュレーション ③

自衛隊が中国を「仮想敵国」と規定した

何でも紹介

戦争ができる国作りと国

する政府の軍拡志向が

"平和国家"を空文化

止まらない。 岸田政権は、

だという。

主義への移行のきっかけに!

腐敗した代議制度への批判を

直接民主

'www. worker workersnet@workers

半年1000円 PDF 判 200円

169433 ーカーズ社)

652



袴田巌さんの裁判闘争に参加して⑨~⑩ 読書案内 「ガザとは何か パレスチナを 『南海トラフ地震の真実』(東京新聞) 南北統一路線を放棄 6 8 5 6 共産 8

知るための緊急講義」著者岡真理

用海トラフ大地震への「懐疑論」

兄の "パワハラ" を糺す-

必要なのは『普通の民主主義』

た金正恩政権の思惑 朝鮮半島の新展開 コラムの窓・・・

指向の軍拡政治と対決





*"*同志

いう建前・外皮を脱ぎ捨てることを意 日本政府が掲げてきた『平和国家』と の一つだ。その輸出解禁は、 戦闘機とは、 究極の攻撃・殺傷兵器 ながらく

後継の次期戦闘機の日

空自F2

味する。 武器輸出拡大は、すでに始まってい

を強行しようとしてい の第三国への輸出解禁 英伊共同開発で、完成機

る。生産数を増やせて開

国』との軍事的連携が深められるから 発費負担が軽減でき、 同時に

ことは、 リオット・ミサイルの米国への逆輸出 内配備で、必要分だけ確保できる。 ウクライナに供与して手薄になった国 に踏み切ったからだ。これで米国は、 (=武器輸出三原則) 攻撃・殺傷兵器の迂回供与を認める これまでの防衛装備品移転三原則 紛争当事国への輸出と同じ 同運用指針の

る。日本が米国から購入しているパト

すでに三菱重工業など受注企業は、 生産の道(利権化)を追い求める。 開けば、防衛産業の規模も膨らみ、

攻撃・殺傷兵器の海外輸出に道を

『軍産複合体』は増殖する。

いった

!形成された複合体は、肥大化の再

主旨にも反するものだ。

5年かけてほぼ倍増するという急速 な軍拡に踏み切った。その財源とし 設備投資を増やしている。 岸田政権は、5兆円超の防衛費を

防衛力強化に向け

さらなる軍事費増額も目論んで 書の改定以降、 もテコにして、22年末の安保3文 など、自民党の取り巻き連中が仕切 山口寿一読売新聞グループ本社社長 久元防衛次官、森本敏元元防衛相, 長、北岡伸一東大名誉教授、島田 者会議とは、 党国防族も呼応している。その有識 で防衛費のさらなる積み増しを「タ 会合が開かれた。榊原座長は、 る。2月19日 ての防衛増税の中身も隠したまま、 る御用会議でしかない。 ブー視せず」と主張し、これに自民 て防衛省に設置した有識者会議の初 岸田政権は、 榊原定征経団連名誉会 戦争体制づくりの歯 そんなお手盛り会議 そこ

2/24)

す闘いを拡げていきたい。

南西シフトなどに邁進している。 指向の軍事費増大、武器輸出解禁、

んな岸田政権にノーを突きつけ、

倒

止めを次々と蹴飛ばし、

"新冷戦

志の形成と集約の物質的土台は形

案された政策や法律は彼らの利益

腐敗した代議制度への批判を 直接民主主義への移行のきっかけに!

エリ 国民の生活苦や裏金問題 ト政治家である岸田 実質賃金が30年 う! 主主義の移行で克服しよ 国会議員の特権を縮小し、企業に そこで提案されるべきことは、

ンチです 担金増額など国民の暮らしがピ 間低下するなか、軍拡増税や負 権に対する国民の怒りを知らな であぶり出された議員たちの特 いようです。

国民世論は怒っていますが、

主義に移行させ、議員の権限を削 つ政策や立法権を幅広く直接民主 要があります。つまり、

議員が持

べきだ」と言ったところです。 はそもそも裏金だから、 課税せよ」 座制の導入」 なことを主張した場合でも、「連 ビのコメンテーターが少しまし のか明確ではありません。テレ どこをどう制度改革すればよい 「政務活動費や官房機密費 「脱税で告発すべき 「裏金に所得税を 廃止す

るべきです。 より根本的な変革の方向性を探 ば取り締まりを期待できません。 化し堕落している現実を考えれ 作られるに違いありません。司 未来にわたっては再び抜け穴が に必要だと思います。しかし、 検察、 官僚たちもまた特権

どすぎる話です

す。貴族ですかね、

の議員たちの横暴を抑えるため

これらの策は、

当座に自民党

当

た

り ・

年

ン券、

更には公設秘書の給与を含

務費・JR、

航空券の無料クーポ

与・文書通信交通滞在費・立法事 ています。歳費ばかりでなく賞 議員買収する意義を縮小させる必 ■代議制度の腐敗を直接民 限を取り戻すことなのです。 ではなく、人民が本来持つべき権 民主主義の導入は腐敗防止策だけ 1) にできるのは、 主義の効果です。しかし、直接 円(日本議員の B 0

す。 残存れ コンピューターシステムがありま れに対応できるインター なってきたことは事実ですが、そ なく、 の形態です。確かに、 なのです。未開社会やその伝統が 「社会の単位」が巨大なものに 直接民主主義は特殊なものでは したポリス国家社会では普通 むしろ民衆主義の基本形態 ネットや



はり直接民

代議制度に頼らない 現代では 社会的意

です。

日本の議員は特権を享受し

を100分の1にすることが必要 減し年間約5~8千万の実質所得

を排除し、 的に行われ、

入 ■官僚達の公選制度を導

担当しています。彼らの見解や立 家や財界ともたれあい国政実務を 官僚は権力の奥の部屋で、 政治

着実に前進させましょう。少なく ないことが大切です。 導や官僚の省益誘導の隙間を与え 接になされ決定されるべきなので とも重要課題の議論は国民的に直 それによって企業の買収・誘

会は、 ているのです 買収にからめとられ堕落するので 連なる官僚や企業団体の事実上の 特権化した代議制民主主義=議 その姿を私たちは今、 これら貴族化した代議士に

りません。 ビ識者」も愚かにも語ることはあ あらゆる日本のマスコミも「テレ 最も肝心なことです。そのことを て企業との癒着を断ち切ることが る必要があります。 る代議士・職業政治家・議員世襲 て、特権と腐敗の最大の温床であ が求められます。このようにし について直接意思を表明すること 代議制議会を相対化す 市民が提案した議題 このようにし

企業献金の全面禁止を

成されています。段階的にしかし 局長、

日々見

また、

国民投票は定期的あるいは日常 ことです。 めに、 治・政策の簒奪を許さないという うのであればこれは当然のことで 禁じるべきです。 す。直接選挙制度の成果を守るた 財界と官僚による国民的政

収を合法化する手続きだは企業団体による議員の開車補論──政治資金規正は の 正

買法

日本の政治資金規正法の主旨

政

の柱から成立しています。 資金パーティー 開、政治資金の授受の規制、政治 動の公明と公正を確保することで 治資金の透明性を確保し、 は、企業からの買収を規制し、 ゆえに政治資金の収支の公 の規制という三つ 政治活

て整備されるべきです。 的選挙で不適任者は更迭されるべ 有権者による解任制度が基盤とし きです。検察庁や司法組織も広く す。官僚の少なくとも事務次官、 権力を持つ集団がここにもいま の更新でしかありません。大きな 官房長など高官クラスは公

明性をさらに高めることを目的と

ティ

-の規制が強化されました。

引き下げられ、

政治資金パ

では、企業・団体献金の上限額が

これは、企業・団体による政治へ

の影響力を抑制し、政治資金の透

治家・関係団体一切の寄付行為を 行為は完全には止められないで 存在する限り「政治・政策の買収」 治と政策の抱き込みが試みられま しょう。あらゆる手段を講じて政 ゆえに最低でも企業による政 財界団体ですが、彼らが 社会的公正を言 法化なのです。これがこの法律の 政策への関与を保証したもので 範囲でならば企業による政治家・ は、企業からの買収を完全に阻止 本質です。 するものではなく、むしろ一定の したものです。 しかし現実には政治資金規正法 つまり「節度ある買収」の合

金が作られる(公開性否定)など です 足りずに欲張りすぎたということ 費」さらに官房機密費の乱舞は、 ティー、偽装パーティ それに加えて今回問題になった本質です された「合法買収」だけではもの 議員という特権者たちが法律に示 した。キックバックや「政策活動また、代議士の特権化も進化しま により政治が大きくゆがめられ、 存法の脱法が容易に工作されて裏 -などは既

やされ、 のです。根本的変革を展望すべき 入れ)としての選挙民の買収に費 腹の蓄えは選挙資金(選挙区の手 合法寄付やら裏金やらによる私 特権の維持に利用される

自衛隊が中国を「仮想敵国」と規定した

ますます危ない軍事シミュレーショ 道に中 が中国を《仮想敵国視》との あらわにしています。 ていることに中国政府は怒りを 想敵国」として戦略戦術を練っ の軍隊が米軍と合 部に報道され (中国網)と。 国大使館が厳正な立場を 独自報道(2月4日)した訓練は「東京新聞」も を《仮想敵国》 と否定しましたが、中国 該報道は事実ではない」 いますので事実でしょ 同で中国を「仮 たように日本 自衛隊は「当 とみなし 「自衛隊

われます。 間の関係悪化に拍車をか はコンピュ けるのは間違いないと思 テストし練り上げようと で一切公表されていませ 定秘密に指定」したよう は特定秘密保護法に基づ の戦争研究です。 有事における日米同盟軍 するシミュレー ん。とはいえこの演習が いうものですから、 「中国を仮想敵国」と明 今回の問題の軍事演習 戦略シナリオを「特 シナリオの柱は台湾 作戦を日・米軍で 防衛省 ション -を使用 いため、 とは何か? て当時の仮想敵国は英国でした。

■「仮想敵国」とは何か

ません。 防政策や作戦計画を立案する際 関係にあることを必ずしも意味 定される国を指します。 に、軍事的な衝突が発生すると想 軍隊が仮想敵国を設定する理由 その国が現時点で深刻な対立 「仮想敵国」とは、ある国が国 なるほ

湾危機」論は、

については、 しています レッド・セイヤ したアメリカの軍事著述家アルフ 19世紀後半に活躍 ・マハンが説明

com)。米国人のマハンにとっ 争から人と社会を考える note を設定するのか?一武内和人一戦 りとして使います」(仮想敵国 その国が持つ軍備を一つの手がか 時間を要するため、 のかを予測することは難しいこと 係がどのような変化を遂げている 定されると説明しています(『マ であり、そのために仮想敵国が設 もの歳月を費やさなければならな クを考慮して仮想敵国を設定し、 ハン海上権力論集』) 0年後に自国を取り巻く国際関 「マハンは、軍備の整備に何年 しかし、軍備の整備に長い 長期にわたる計画が必要 なぜ軍隊は仮想敵国 将来的なリス 。 5年後、

ぎるべきではないでしょう。すで期の備え」と言う楽観論で通り過 何物でもありません。 る戦争準備に直結した動き以外の題は自衛隊にとっては中国に対す した。 と最大限の危機感を表明してきま れまでにない最大の戦略的挑戦」 の防衛白書では、中国につ と公言してきました。去年の日本 ら現実の日本国内の政治の動き 考えてよいでしょう。 に自民党の一部は中国を仮想敵国 れば「コンピューター訓練」「長 的には上記のようなものだろうと 「国際社会の深刻な懸念事項でこ 確かに、仮想敵国の設定は一般 米・中のデカップリングを見 このように「仮想敵国」問 かしなが いて

■中国に対する日・ 米政府

米国政府は方向転換し「台湾危 を確実にしたのです。その時点で

長官が急きょ中国に飛んで「台 のトーンを下げブリンケン国

すます消極的になり尻すぼみとな 中国との直接戦争の可能性を排除 の直接対決を避けることを最優先 米国はウクライナ戦争でロシアと しているのは間違いありません。 国政府は歴代どの政権においても がら維持してきました。 の関係を硬軟・虚実を織り交ぜな を放棄することになりそうです しており、そのため軍事支援にま 今年は事実上ウクライナ支援 曖昧外交戦略で中国と また、 米

湾独立を支持しない」と中国を懐

当然ロシアとの直接対決を避けつ

軍産複合体の利益確保を目指して すると同時に米国からすれば米国 が敗北しようが彼らの目的は半ば 明らかです。そして、ウクライナ 体の利益確保を目指しているのは 同様に、「中国の台湾侵攻」「台 兵器支援などで米国軍産複合 中国政府をけん制 姿勢は尖閣をはじめとする「島嶼 事論・中国脅威論」を維持しその 国の態度の軟化にもかかわらず ではありません。と言うのは、 柔しています。 対姿勢を少しも緩めず、 本政府と軍部は、中国に対して敵 、ます。 しかし、話はそこで終わるもの として意識され準備されて 「台湾有 米

実現されたのです。

■日本の戦争準備はこれか

国軍産複合体は「ディープステイ いるのは明らかです。とにかく米

と言われるまでに米国政権に

日々実施されています。 設・増強が住民の反対を押して強 題に先行して急いで閣議決定され 日米軍事同盟に基づく軍事訓練が 行されています。そこにおいても 南西諸島において自衛隊基地の建 ています。 数年間で軍事費倍増政策が財源問 前述したように一昨年に日本は さらに、 沖縄本島含む 宮古島で

る軍事費倍増の閣議決定をエス 安保三文書において岸田政権によ

米軍高額兵器の爆買い

受けたバイデン政権は、

一昨年の

を抱き込んでいます。彼らの意を 食い込み、巨額献金で議員や政権

宮古神社参拝を規則やぶ は自衛隊基地所属部隊が 精神的準備も始めて りで敢行し、 戦うため

争シミュ を改めて検証するのが今や軍備の蓄えや基地建設 想定に関わる部隊の配置 争シミュレーション」た「仮想敵国中国との 回の特定秘密に指定さ こうした中国との戦

> 発動が問題とされます されています。ゆえに想像するし 考えざるを得ませ たようにこの「作戦」は機密保護 攻」に関して「存立危機事態」 かありませんが 「中国の台湾侵 冒頭に述べ 0)

事態」 根底から覆される明白な危険があ生命、自由及び幸福追求の権利が 国と密接な関係にある他国に対す 使する際の要件の一つで、 る武力攻撃が発生し、 が解説したようにこの「存立危機 とき、まさにかつて「読売新聞」 る事態」云々と法的に決められて 我が国の存立が脅かされ、 「台湾有事は日本の有事」と言う ます。安倍晋三・麻生太郎らが これは日本が集団的自衛権を行 の発動が念頭にあります これにより 国民 「我が 0)

前面に立って戦う可能性が日々高でしょう。日本軍つまり自衛隊が 報提供、 まっています 軍は日本軍に対して後方支援、 中国との直接対立を避けたい米 武器支援などを分担する半軍に対して後方支援、情

回の演習の結果を原案に反映さ を検証する流れだ」(東京新聞)。 ド)を実施し、作戦計画の有効性 実際に動かす演習(キ 「キーン・エッジと呼ばれる今 今年末までに正式版を策定す 2025年ごろに部隊を シ・ソ

日米軍部の戦略の一部が明らかに反対ですが、演習が実施されれば になるでしょう。 このような軍事演習にそもそも



戦争ができる国作りと国家統制

●戦争ができる国作りに邁

密情報を集中させた。 を成立、 とを目 防衛機密などの漏えいを防ぐこ の2日後には、 本版NSC)」を発足させ、そられる「国家安全保障会議(日 で重要な外交・安保政策を決 第2次安倍政権は20 的とした特定秘密保護法 首相や一部の閣僚だけ 政権の中枢に権限と機 米国と共有する め

定し、 するための安全保障関連法を 使や米軍支援拡大などを可能と 認を閣議決定。 の憲法解釈を変更し、 る防衛装備移転三原則を閣議決国との共同開発を事実上解禁す 原則を見直し、武器の輸出や他 力で守る集団的自衛権の行使容 2 5年9月に成立させた。 同年7月には、 4 年 4 集団的自衛権行 武器輸出三 歴代政権 他国を武

犯罪を計画段階で処罰する「共 よっては、政府に批判的な団 の圧力になるとの懸念もある、 2 の趣旨を含んだ改正組織 6 運用に

決定した安保関連3文書には 引き継ぎ、22年12月に閣 岸田政権も安倍政権の路線を 戦 議

> ている。 争放棄の憲法9条を解釈変更した 基地攻撃能力(反撃能力)」の保「専守防衛」を形骸化させる「敵 発と輸出解禁が決定されようとし た協議が続いているが、武器の開 党で武器輸出ルー 有を明記し、 現在は自民、 ルの緩和に向け 公明

定秘密保護法の下に戦争ができる 強化が進み、 思決定と政策遂行の密室性の 国づくりに邁進し続けている。 法違反の懸念が拭えないまま、特 日米の軍事的一体化と情報管理 第2次安倍政権以降、政府の 国民の権利侵害や 意

●特定秘密保護法の問題点

で、非公開の政策判断が正しかっに関する審査や監査はできないの特定秘密に指定された政策の内容的にチェックしている。しかし、 衛 たか検証できずにうやむやに事が 適切に行われているかなどを形式 両院には情報監視審査会が設置さ チェックするため、内閣府に「独 正 立公文書管理監」が置かれ、 秘密保護法では、 成立してから いずれも秘密指定の手続きが 「テロリズムの防止」』 「外交」 「特定有害活動の防 特定秘密 0年となる特定 衆参 を

か、 証発行を終了す ピリ 力 | ド 普

Xで「17日までに 地震でも役立つとの 避難」を言い出し、 河野大臣は能登半島 に役立つと「マイナ ・イナポー・ 0%を超えるな 政府は災害の際 ルを繰り返 -タルから 9日には

罹災証明書のオンラ

メから保険証剥奪と の河野太郎デジタル 大臣による保険証廃 ポ

件に」とアピー

2 カー

破損してしまった場合、

再発行が

し11月までにマイナ保険証890の公立・公的病院に対

「マイナンバーカード

厚労省は今

全

必要となるため、

再発行について

政令で決定しまし れました。そして、 いうムチに、マイナ "普及" 策が変更さ 12月1日で保険 2月22日には今 ると

イント付与というア止発言によって、ポ 及率が

か、

さらに、

喚起を行っています。

デジタル庁、

日の会見でも「マイナンバー 9 5 7 ン申請された件数は合計

必要があります。しかも、

再交付

います。これはまるで強迫で

住民登録のある市区町村窓口へお

0)

利用率50%を達成する 促進計画の提出を求めて

ょ

I S す

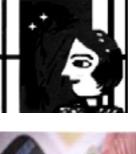
した。 注意」は見過ごせません。 ステム機構)による「マイナン いことは明らかです。さらに、 を少し考えるだけで、現実的でな れたらどうするのか、そうした点 カー は、 びかけています 布に入れて一緒に避難して」と呼 ドはタンスに入れておかないで財 この火事場泥棒のような発言に ーカードの取り扱いについての 当然にも大きな批判がありま -ドを持ち出すために避難が遅 停電でも機能するの (地方公共団体情報シ

メになる、 もダメ、 る、他にも高温はダメ、強い磁気に局所的な荷重をかける」と壊れ 態で座ったりしてICチップ部分 ズボンの後ろポケットに入れた状 薬品や液体がついてもダ 等々。 「カードを入れた財布を

配布を始めています。

ダー350台、

つまり大切に扱わないと使えな



0)

会見を受け

保険証発行廃止で終止符か?

マイナ狂騒曲、

コラムの窓…

端技術の開発支援」や「特許の非 重要と法案では「先 ▼統制強化に反対。 ●戦争ができる国作りと国

進んでいく状況がある。

特定秘密に関する政策が秘密裏

囲を従来よりも広げ、

敵基地攻撃

安保関連法で自衛隊の活動範

に進んでいくだけでなく、

指定さ

器輸出三原則を見直し、改正組織撃能力(反撃能力)」の保有・武 集団的自衛権行使• 「敵基地攻

> 昧とさせるものである。 た憲法や基本的人権遵守を歪め曖 が推し進める戦争ができる国作り 済安全保障推進法等々は自公政権 の為の法案であり、 戦争を放棄し

> > く

個人的尊重と自立・国際協調

戦争が起こらない社会を創るため 世界中から貧富や差別をなくし

えは改めるべきだ! (光)日本という狭い範囲に限定した考

化を計るべきであり、

自国優先=

と情報公開による経済活動の共有

を訪れるたびにカードリー (保団連)がウェブサイトで注意師でつくる全国保険医団体連合会 スイカ2万1000枚とカー には避難者の住所名前、 りにスイカを利用することに。 には1カ月はかかるようです。 夫!」と、1月23日の河野大臣 イナカード』もなくても大丈 『保険証』も『お薬手帳』も『マ 0万7000人の医師・歯科医 連絡先などを登録し、避難所 R東日本が無償提供するのは 率を上げるのに必死です の。つまり、体のいい避難を把握するというしろも 読み取り、各避難所の避難 省はなりふりかまわず利カード普及に加えて、厚 者数や物資の受け取り状況 者の管理システムです こうした災害に乗じた 決定打は「災害時 マイナカードの代わ 2月7日から このスイカ 万事休した て、 生年 厚労 イナンバー えません。 と、昨年 関を受診できないなんてありイナ保険証がないから医療機 とはできません。従って、マタル大臣もこれを否定するこ ります。 反発として、国家公務員のマ に民族や宗教に問われることな 持たない」人々の結束でこの 意であり、 関の省庁ではマイナカードが あきらめていません。ならば、 い、国内パスポートの強制を上も徹底的に進めます」と言 ル社会のパスポー の施政方針演説で、 せばマイナカードの取得は任 入構証として強制的に使わ 36%だというのです。 イナ保険証利用率の低迷が すが、こうした強制に対す 「番号は書かない さて、ここで原則を思い出 岸田文雄首相は1 いるのに、この普及率です。 厚労省の資料による さすがの河野デジ カード 月時点で4・ -の利便性な トであるマ カードは 「デジタ 月30 霞が 向 せ あ る

通信などのインフラを守る制度も さらにサイバー 攻撃から電力や

●民間人にも「 「適性評価制

というの

国家公務員だけでは

定されており、

秘密を取り扱う人

ての政策はつながっている」と政(特定秘密保護法の成立から)全

盛り込まれています。

取り扱う人を調査し、

管理する

公開とすることで保護している。定される。さらに周辺の情報を非

策の核になる部分が特定秘密に 能力の保有も決めた。そうした政

指

柱に据えています。

公開化」で技術流出を防ぐ制度を

「適性評価制度」というものが規

査だけではなく特定秘密の情報を れた政策の内容に関する審査や監

契約関係にある民間事業者で働く

一部の地方公務員、

政府と

をしぶり密室政治が行われ 府は高い機密性を理由に情報公開

人も含まれ、

その上、本人の家族

や同居人にも調査が及ぶこととな

経済安保法制の強化

広い範囲の人の個人情報が収

口

ス 経済安全保障推進法案が国会で審 制度」を導入する提言案まとめ、 を扱う人の身辺を国が事前に調べ を含め経済安全保障上の重要情報 報を扱う民間人らにつ 議されてい る「セキュリティ た特定秘密保護法の構造を参照し 政府の有識者会議が防衛、 スパイ・テロ防止を対象にし (適性評価) 制度「適性評価 「経済安全保障」 る いて民間人 関連の情

0)

特定秘密保護法は、安全保障関調査・統制の対象になっている。

関する事項を含め、多岐に渡って

での通院歴等々、

プライバシーに

プライチェー

ン(供給網)を国内

安全保障推進法は半導体などのサ

年5月に成立

した経済

ンなどの返済状況、精神疾患など 集・管理されることになり、

安全保障会議

N S C

が設置さ

構成する。

の強化」

で、

特定の国 チェ

います

状態にあると言えます。

ていないため、

0

特許の非公開

政策を大きく転換させた。 連法制定などとともに、

「国家

究④特許の非公開

の4本柱で

安全保障

ラの安全確保③先端技術の官民研 物資の供給網の構築②基幹インフ 脅威から守るための法律で①重要 で強化し、基幹インフラを外国

定し、企業の調達ルー「特定重要物資」に指 することも盛り込まれクして、国が財政支援 トや保管状況をチェッ定し、企業の調達ルー 組みをつくり、罰則も同法と同じて、(3)漏らせば罰する、という枠でいる。 人の人権やプライバシーが守らる方針という。身辺を調べられる がったためとされるが、 は何もないのだ。 法案をまとめ、 く懲役10年以下にする方向で、 府が持つ機密情報を指定し(2) うったためとされるが、(1)政安保の概念が経済や技術に広 不利益を被らないとい 通常国会に提出す バシー 、う保証

アース、医薬品などを体やレアメタル・レア

スクを減らそうと半導 に頼りすぎてしまうリ

経済安保推進法の柱と指摘された問題点

平線体など 民間事業者 通信など14 研究開発で 連などの技 が供給機保 構業で設備 物投級講会 の流出を助 調が資金面 イバー攻撃 改強調に面 かよめ はどで支援 に備えて国 が事前審査 が秘義務も 公園に

国会が関与できない政备令への要任事項が130g カ所に及び、内容があいまい

経済活動などの規制は「合理的に必要と認められ

軍事研究の加速につながる可能性。民間人や研

.

先端技術開発の

官民協力

先端技術の 核や武器関

15 to

安全缝保

る限度」で広範になる恐れ

国の関与を強めます。

また日本がみずから

究者が情報漏えいの範則適用対象に

0

特定重要物質の供

給網強化

半導体など 電気 石油。

犯罪処罰法・特定秘密保護法・経

朝鮮半島の新展開

南北統

路線を放棄した金正恩政権の思惑

ラン 外 だ」との専門家の意見を紹介して 期以降に懸念してきた《吸収統 除いてみると、 特有の敵対的レトリックを取り鮮国内の政治的事情を考慮した W O た。 関係」論の政治的外交的意味をさ に悪化する朝鮮半島情勢と北朝 ぐる議論が活発になってきまし 一》を避けるための防御的戦略 「金総書記の《二つの朝鮮》 金正恩による「敵対的な二国間 韓国の「ハンギョレ新聞」は K o r ea)論は、 北朝鮮側が脱冷戦 日増 T

と思われます

歴史的意義はあるの■「朝鮮半島統一」 る一の か 路 に

く現実としての統一は国家と国「統一」は、理念としてはともか 的歴史があります。 ら70年以上の間、 義的ブロックの対立の

> どの戦乱を経ることなくしては 結だろうと考えます 定」であり二国家間の平 和条約締

実現できないことは明らかです

ムン・ジェイン前大統領の推進し

た「統一」政策も冷え切った南北 国■世界の先進国となった た韓

の交代も進みました。社会変革の世紀以上が経過しています。世代送還が終了しました。それから半 変困難であることは間違いないか?そうではないと思います。 な国境である軍事境界線が生ま 年の休戦協定をもって戦闘が終了 て前向きな意義を持つのでしょう 展望の中で「朝鮮統一」 したものの、和平条約が交わされ にあります。朝鮮戦争は195 ような平和統一は事実上不可能だ せんでした。ドイツの東西統一対話の拡大以上のものではあり 韓国と北朝鮮は現在も休戦状態 マが労働者や闘う市民にとっ 朝鮮半島に事実上 法的にはまだ戦争 捕虜の本国 。休戦協定 「終戦協 と言う ない 一の新た のま 衆の階級的覚醒こそが主題となる (国ばかりではなく後に述べるよう など戦争を惹記するで、一つまり統一一自立した国家として(つまり統一一 働者階級は大きく成長し市民運動昇りつめ大資本が次々と叢生し労 早つつりてそことと、場合で見れば、世界の先進国へと思した可能性があります。韓国の 島の安定に資するのであれば、 も発展しています。むしろこの 長期にわたる朝鮮半島の安定を意 て)新たに歩みだすことができる して挑発を意図したものではなく 的には両国民が決めることです ということです。このことは最終 「統一の大義」を捨てることが半 冒頭に触れたように、 少なくとも北朝鮮の態度は決 金正恩の

戦闘が停止され、

「一地域」に分断されてきた悲劇 同じ民族ながら当 別個の敵対的 しかしそれか 一時の帝国主 はざまで

韓

いうのが北の支配層の本音のようれ独自の国家建設を進めたい、と つまり南北統一の呪縛から解放さ しかない」 済建設に専心したいという意味で 韓国民に煽るというのは残念なこ 過激な表現を逆手に取り敵愾心を で紹介された専門家たちの意見の ころが金正恩発言に対する韓国政 ことにも注目すべきでしょう。と 韓民国」とよび、しばらくしてが苦言を呈しながらも韓国を「大 しょう。また先日、 めていることと関係しているで が中国や特にロシアとの関係を深 国際的対立の谷間にあって北朝鮮 ような深い理解に欠け、金正恩の 「日朝対話」の秋波を送っている 「二つの朝鮮」論の背景には 我々を刺激しないでほしい経 「金正恩委員長の脅し (ハンギョレ新聞) 「ハンギョ しばらくして 北の政府高官 レ新聞」

を誇っ クリンカー のをはじめ、 は110%、 鉛は121%、

北朝鮮でも進む経済開発

穽

とが指摘されてもいます 深刻であることは確かなようです 北朝鮮では生活苦が依然として 経済が意外に上向きであるこ

料 は 1 は 1 0 3 %、 「金正恩党総書記は報告で《穀物 2023年の経済実績を称えた 0 0 電力、 圧延鋼材 石炭、窒素肥 は

発展の・ 朝鮮」を宣言した背景一 織物は101 したとした」(金正恩が「2つ に設定した目標をすべて超過達成 経済の主要12部門で2023年 た《12の重要高地》、 た》と述べ、2023年に設定 世帯数が109%として人民経済 丸木は109%、 05%、鉄道貨物輸送量は物は101%、水産物は 06%であり、 02%、非鉄金属は13 12の目標が全部達成され セメント、 住宅は建設中 すなわち 0)

りした生産成長と計画規律の樹立 変圧器は208%、ベアリングは ジネス)と報じられています。 という進展を遂げた》 板ガラスは100%、 121%、電気亜鉛は140%、 さらに「《電動機は220%、 は 1 経済の全般ではっき 化粧品は109%、 紙は113%、 04%に増産した マグネシア と経済実績 現代ビ 塩

一」と言う大義の 放

棄■のっ の政治的 陥

意味のない対立の朝鮮」論の放棄は一」論の放棄は一点の放棄は一点の放棄は で経済を消耗さ

> % 般 0) ことでしょう。 をかけないでほしい を放棄したから、

> > 必要なのは

″普通の民主主義

共産党の

パワハラ

を糺す

ます。 島で抗日武装闘争を率いたこと、 の金日成が日本統治時代の朝鮮半 観点から見ると深い関連性があり 金政権の「正統性」は、 」と言う国家目的を放棄した北 北朝鮮は、 初代最高指導者 今後北朝鮮 時間がか 国民的大

暗示するものです。 義の放棄は実は北の歴代金政権の のでしょうか。金正恩は全く気付 の民衆をどのように「指導」する 朝鮮政府と支配層は、 軍主導の国連軍との戦いを率いた さらにその後の朝鮮戦争時代に米 階級的な団結に結びつく可能性を かるとしても民衆の新たな覚醒と 正当性の放棄なのです。 張してきました。このような「統 ことを根拠に金政権の正統性を主 いていないようですが、 (阿部文明)

北朝鮮の農作業

鮮支配層の考えなのかと推測でき の問題と決別し「我々は武力統一 せたくないという金正恩いや北朝 しかし、 だから難癖をつけながらこ 朝鮮半島の南北統一と 韓国も軍事圧力 ・・」という

歴史的な

述べた。すなわち以前、長)だった田村氏が、大 神奈川県の大山奈々子県議が「問 としての主体性を欠き、誠実さをいたします。」「あまりにも党員 的な問題があることを厳しく指摘 取り上げ、「発言者の姿勢に根本 ではないか。 題は出版したことより、 氏の出版・除名問題を取り上げ 制を主張した古参党員の松竹伸幸 その時点で副委員長(以下、 の大会を開き、 」と発言したことを 最終日の18日、 と大会参加者の目

00年から24年間も委員長の 共産党が久々に注目を集めてい の前で非難したのだ。 制を求めて、自身も委員長選に立 ている。古参党員が、委員長公選 事の顛末は、すでに広く知られ の見解を出版した党員に対し、党は、その提案を拒否した後、独自 候補することを表明。

が、のつけから『トンでも発言』ないが)が共産党をどこへ導いて 会幹部会委員長に田村智子副委員 会議長に就任し、後任の中央委員 座にあった志位和夫氏が中央委員 そんな共産党初の女性委員長 したことだ。 とは言いたく ら「何人もの人から『やっぱり共これに対し大会では、大山氏かというのが、大まかな経緯だ。 外から批判したことを党の規約に 反したとして除名処分に付した、

(「女性云々」

長が就任

◆物議を醸した"結語!

の論理ではなく、包摂の論理を尊対話の拒否にほかならない。排除

りも除名処分ではないか。除名は 言われた。問題は出版したことよ

これに対して、

中央委員会の立

重することが党運営に求められて

に注目が集まってしまった。

産党は怖い』『除名はダメだ』と

共産党は1 5日に3年ぶり 大会結語を 除名処分 党首公選 委員

> 共産党本部 動を拡げるためには、党内外の人でいいのだろうか。党の主張や運いうのはおかしい」と断じるだけ 事で、 あるはずだ。 の受け止め方は極めて重大な関心 ことのみをもって処分が問題だと した現地・現場の情報は不可欠で むしろ党中央としてもそう

ることができる。」とある。大山なる組織や個人に対しても批判す項では、「党の会議で、党のいか項をは、「党の規約第2章第5条第6 る。 県議の意見は、 まさにこれにあた

お論の議場で行われるべきもの 反論も可能だ。が、それは大会の を記しています。 場で、 議事終了後の大会結語という 大会議事中に出され た意見

いる。

」と発言した。

大会結語での田村委員長の発言

は、これを取り上 人がこう言ってい 人がこう言ってい る」ことのみで処 のは、党員にある まじき姿勢だとした る外

の人が言って わけだ。 か し「党内に

と述べてい

◆民主集中制と普通の民主 党規約第三条に規定され 集権制への回路にもなり 制という組織 でしか無いはずだ。採択された方かったという事実を確定するもの い。方針案に賛成票が多かった場るかを、可視化するものでしかな するかの違いだ。 合、次の大会では批判意見が増え 果、成果が思わしくなかった場針に則してある期間活動した結 合、それはその時点で賛成者が多 いう意見がどう 投票行動の評価は、 いう比率で存在す 本来、

原 **◆** 則 "

パワ

ハラ を生む組織

た場合、

多数派の意見を善とする

委員会を批判することで中央委員 会から委任された幹部会は、中央

動留保権を認めるものとなる。構どうしても納得できない党員の行

成員側からすれば民主制に近いも

要するに、

行動に参加

主義

邪魔はしないと

代議員などを少数(意見)派とし 派、党に異論を提起した神奈川の に同調する人たちを多数(意見)

会より

位機関となり、

中央委員

を全党に〝呼びかける権利〟

0)

民主集中制の

集権的運用は、

党中央機関に与えるもので、

意下達の

得るのだ。

いうことになり、中央委員会は大あれば国会)を批判できるのだと

れば、

決定した方針に基づく行動

る。

もとずいて判断した、

や排除に繋がる。逆に狭く解釈す

立場から、

少数意見を断罪するよ

先に取り上げた田村委員長の

多くは当該の代議員が反論の

全大会参加

う程度の発言にとどめれば良かっ みんなで頑張りましょう。 党内外から批判が向けられ

て全参加者に「ご苦労様でした、 だ。普通であれば、批判者も含め うな発言を党の委員長がしたこと

> 幹部会)の集権制まで行き着くと うなれば、党トップの(あるいは 会の上部機関になってしまう。そ

いう代物なのだ。

の問題で、本来許されない越権行を批判することはまったく別次元

会結語という場で、仮に党指導部

為という以外にない

になり、

志位氏らによる事実上の

院政;

になるのでは、

という

通用しな

行動というものだ。要するに、方決定した方針に関する全体の統一決定する際の討論と多数派原理、

べきものだが、それが共産党には 在も考慮した上で党運営に務める 立場に無いはずだ。少数意見の存 大会議論を批判や総括など出来る 委任された新委員長は、委任した

村委員長は、党の幹部集団の傀儡

たことに向けられたものだ。

的な一方的な批判が述べられ

今回の新委員長選出に当たって

メディアも含め党外では、

中制だという。

民主集中制とは一般に、

方針を

同・参画

個人 (下級機関)

組織(上級機関)

服従義務なし

服従義務あり

服従義務あり

賛否の投票結果をどう定義・認識 題は党の方針案や人事案に対す 中制の何が問題なのだろうか。

共産党の組織原理である民主

行動に賛

する義務

はない

的中央集権主義、

す

なわち民主集

の方針や

共産党の知

組織原理は、

民

派の与党

と

第三条)

(別表-

-2)(日本共産党規約

ŧ

多数

主制では、

少

数派に投票した人

ている。 原則は、

者に対して〝人格否定〟 機会が全くない中で、

パワ

たのに、

だ

な

用

民主集中

制

の

集 権

的

する、という意味だ。ちなみに民

いう態度だ。これが しなくてよいが、 のになり、

″異論を包摂

共産党の民主集中

普通、大会(中央委員会)から

立てが多い。それは志位氏が委員

共産党の新委員長就任の田村智子氏 と議長就任の志位和夫氏

基づいて活動することになる。多る。そうした場合、新しい方針にて多数意見が変わる可能性があ 数意見が絶対ではない 、構成員の投票行動刈ではないわけだ。 L

のだ。 判断を組み込むから、 あくまで多数意見を可視化するも は、善悪を決めるものではなく、 れは政党の意思決定に限った話で 来そうした制限されたものだ。 であり、間違ったものだ、 り、正しいものだ、少数意見は悪 投票行動・選挙の機能とは、 かしくなる。 要するに、 むりやり多数意見は善であ それを価値判断の指標と 民主主義が と価値 そ 本

うものでもない だ。その時点で多数派与党が正 わけでもなく、 国会などの議会でも同じ事 野党が悪いとい

された方針であり、 も、党員の多数意思によって決定 いう正当性を主張できる。 の多数意思によって選出され ただ多数派与党の政権は、 多数意思に 政党で 国民 たと

別表―2 日本共産党規約

第三条 第三条 党は、党員の自発的な意思によって結ばれた自由な結社であり 民主集中制を組織の原則とする。その基本は、つぎのとおりである。 党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で活

すべての指導機関は、選挙によってつくられる。

保障される 否定 改宗させられる

党内に派閥・分派はつくらない。

(別表-1) (組織原理の三類型) 自由な討論 民主制 保障 民主集中制 中央集権制

の姿を強調する発言を強いられた共産党指導部から一枚岩の共産党

と受け止めら

何かが理解できておらず、

突き詰

Ę

それを中央集権制に偏った解

央集権的 規約(中

ていたわけだ。 ものではないか、

した経緯も含め、

問題は大

では党大会・中央委員会

接近し、

反対派・少数派への弾圧

釈・運用をす

れば、

中央集権制に

な解釈に

めれば、

執行部は選出母体

どが根拠として指摘されている。

ーにとどまったこと、

な

高機関であるはずの党大会での意 21記者会見)としているが、最 内容についての批判だ」(2・

見や態度に対し、

そこで委任され

れる

(別表-

(組織原理の三類

いても、

の件に る。

つ

は、

大まかに以下の三類型に分か

それらも含めて、

今回の委員長

る委員長に正誤の判定権が付与さ

に就いたこと、

志位氏が常任幹部

公選制の提起と当該党員の除名と

にさい

な条項はない。委員長は(場) れるなど、党規約のどこにもそん

ŧ

こうした三類型の組織原理は、

長は、 田村委員

あ

型

(立場) もまだ分かっていない。 こうした観点は、民主主義とは

例えば、民主集実際にはかなりの!!

民主集中制について

幅がある。

くまで

党

が未知数であること、

それに、

志

長からの抜擢で、 局長を務めたが、 長に選任されるまで1

党全体の指導力

うのは中央委員会としての責任で

中央委を代表してそう

田村氏は副委員

0年間書記

会の場で重大な誤りがある発言が

田村委員長はその後も、「党大

あれば、党大会の場でただすとい

討論をし、

決まっ

た(採決され

と

実行義務なし

実行義務あり

実行義務あり

針を決めるに当たっては徹底した

の民主集

共産党

位氏が中央委員会議長に選出さ

発言を行った。

(相手の) 発言の

のだ。

一見すると、

当然のことの

0)

これに従って行動す た)方針に対しては、

á

という

全構成員が

は、 中制

その

行動

ようにも思える。

上に成り な解釈 集権制的

ちなみに、

政治団体の組織原理

立って

少数意見

保障される

決定されたことは、みんなでその実行にあたる。行動の統一は

意見がちがうことによって、組織的な排除をおこなってはならな

今

回い

形式的には党のNO1の地位

保障)

国民にたいする公党としての責任である。

める。 (\Box)

(三)

(四)

うなるの では共産党の民主集中制ではど

見に改宗すべきだ、となる。 数派は自らの過ちを認めて多数意 党員が賛同すべきものであり、少いる。だから、多数意見は全ての が正しく、 共産党の民主集中制は、 という価値判断が入り込んで 少数派は間違って 多数派

語になるだけだろう。 る現実を見せつけられる。これで ければ、衆人環視の中で罵倒され うだろうか。党中央に異論をぶつ つけられた大会参加者は、 倒できるのだ。こんな光景を見せ 党員にあるまじき態度」などと罵 こうした組織観に染まっている 活発な発言や討論など、 少数意見を述べた発言者に 指導部は正しいという前提 大会が終わった後、委員長 どう思 夢物

事例など、 批判は免れず、 釈する上意下達の閉鎖集団だとの 持ちも分かるが、それでも今回の 盗聴・盗撮など監視や圧迫も受け る場面もある。それに権力による い追及を貫く姿勢は、 や混乱はあったが、政権への厳し もあった。戦後は多くの行き過ぎ にもめげず、 共産党は、 いる。 ハリネズミになりたい気 民主集中制を偏狭に解 戦前では過酷な弾圧 反戦を貫いた集団で 党勢拡大など夢物 いまでも光

> 『南海トラフ地震の真実』(東京新聞) 地震の恐ろ 聞 賞を受賞して 6 5 0 います。 (東京新

> > - クでは

ズ・ブログ」でもたびたび取りす。「ワーカーズ」「ワーカー よる海溝型地震の巣でもありま り、 た。 しさを改めて示したかたちで能登半島震災は、地震の恐 同じくプレー 日本列島は活断層列島であ (ーカーズ) ト沈み込みに

要とされています。 制の優先的確立が必 体制や被災時救援体 上げてきましたよう 防災意識や自治

つも部分的にはかなうな話を前提としつ います たご紹介したいと思 るのです。それもま り真剣な懐疑論もあ ところが、 このよ

の 震■ 東 の 発 発 生 ・ 確ラ率フ へ地

南海トラフ大地震への「懐疑論 東京新聞の記者、小沢慧一氏が書いた『南海トラフ地震の発育を発表している本は、東京新聞の記者、 科学ジャーナリスト疑的な視点を提供し

論点は以下の通りです。 円)この本の主な 广、

発を受け、 事実を新聞記者として追跡して 算式で水増しされているという (70~80%) について、そ 震の発生確率30年以内では います 指摘が中心です。ある学者の告 の算出方法に疑問があるという 政府が発表する南海トラフ地 その確率が特別な計

文書を調査し、「南海トラフの計算の根拠となる江戸時代の古 発生確率の高さでえこひいきさ 危機が「もれらている」という 上がります。 れている」という事実が浮かび ことになります。 こうして非公開の議事録や つまり南海トラフ

の真実 南海トラフ地震 こうしてこの本は、地震予知 小沢慧 り。

を拭い去れず、防災関係諸官の可能性への期待とともに懐疑 ンフェアな判断に切り込みま 防災科学機関、 、科学者のア

織を結ぶ巨額予算■科学者と官庁と と防災組

潤って トラフ地震の予測で今も続くこがそう感じていたはずだ。南海 景にしながらも、 作が結実した」 の構図を克明に調べ世に問う労 この分野を取材した記者の多く 災関係者が多額の国家予算で いる。

どうすべきか。 されるのか。そのとき科学者は(や役所・官僚)につまみ食い コロナ禍しか

ジャー 受けたのも、 リスト会議の科学 本科学技術ジャー ナリスト賞を 当然だ

た。

・地震予知への期待を背 1990年前後に 地震学者や防

残念ながら、この国ではこ

なった新聞連載が日れがありふれた物語 ろう。

(bookbang)

三

「科学がどう都合よく政治

震、 震、

ります。 との 発生確率

政府と関係機関は南海トラ 新潟県中越沖地 宮城県北部地

大地震は怖い」、東日本大震災それと同じように「南海トラフ を肥やすことに傾斜したのでしなく私腹や省益や業界関連団体 係予算は膨れ上がるのです。 の十倍の死者が出る、復興予算 怖い」が彼らの追い風でした。 もたらすのか?と言うことにな でが「コロナ予算」をがぶ飲み から専門家や医療関係諸団体ま コロナ禍において上は厚労省 「試算」 コロナ禍の真摯な対策では 倍必要となる、30年間の 「未知のウイルスコロナは こうして研究と防災関 $\widehat{7}$ は結局誰に利益を 0 \(\)
\(8 \)
\(0 \)
\(\)
\(\) るほど、政治や官僚の省益あるのウイルス」であったように地のウイルス」であったように地まいます。コロナが当初「未知 もに、このような社会と政治の上、地震対策拡充の必要性とと揺に利用されてしまいます。以減に利用されてしまいます。以いは地震科学関連組織、防災組 含め全国的に地震の活発期にが上がりました。富士山噴火も 重点対象ではなかった」との声なかったが、南海トラフほどの 学と言われないものになってし ことになります 特別扱い」が懐疑的にみられるその意味でも、「南海トラフの 登半島震災が「ノーマ 入ったと考える学者もいます。 こうなると「地震科学」が科

■「南海トラフ大地震」

要があることは確かです。 ゆがみにも目を向け批判する必

(阿部文明)

フ地震対策を強化しました。 済被害220兆円)が公表さ の被害想定(死者32万人、 999年に南海トラフ地震

脅威は全国至る所にあるので島震災にみられるように地震の 島地震・・・が発生しています。 道胆振東部地震、 す。阪神・淡路大震災(1995 しかし問題は、今回の能登半 中越地震、 部の地震科学者は今回の能 東日本大震災 \exists 、熊本地震、 そして能登半 2 0 北海

南海トラフ 巨大地震で 想定される震源域

「ガザとは何か」 パレスチナを知るための緊急講義

アル・マワシ地区にある、

こ の M

ト集団のハマスがテロ攻撃を仕掛

認知している。

イスラエル軍は、

のことを報じないと。

「テロリス

や土地からの追い出し)をやられスチナ人への民族浄化(大量殺人

ています。

著者

畄

真理

発行

大和書房

定価1400円+税

です。著書に「アラブ、祈りと代アラブ文学、パレスチナ問題 京都大学名誉教授で専門は、現は、早稲田大学文学学術院教授、 しての文学」(みすず書房 この本を書かれた岡真理さん では、 パレスチナへの無差別殺人の一部いるそうです。イスラエルによる は、少なくとも400人に達してエルによるパレスチナ人の殺害 を、国境なき医師団(MSF)の 昨年10月7日以降イスラ

もなっているそうです。またヨ地区での死者は約2万9千人に の軍事侵略と集団殺害が行わ イスラエルによるパレスチナ 昨年10月7日の事件以降、 によると、2月18日現在ガザ 。ガザ地区の保健当局 る 階の内部に命中 岸線にあるアル・マワシ地区で軍 ち込まれ、正門、 フの娘と妻が死亡し、 した。この攻撃で、MSFスタッの家族が避難している家屋に発砲 ル軍はパレスチナ・ガザ地区の海「2月20日夜遅く、イスラエ した。銃弾はMSFの建物にも撃 エル軍の戦車がMSFの同僚とそ 作戦を行った。その際、イスラ 建物の外壁、 6人が負傷

ことは無差別殺人イスラエルがやってい

2008年)、

「ガザに地下鉄

ホー

が走る日」(みすず書房

2018年) ほか

コライは言う。

『米国が国連安保

前にMSFの避難所で生活してい

づく、

目は、

家)であるということです。

えきれないほどの戦争犯罪、

「アル・マワシ地区での攻撃の

が駆けつけるまでに2時間以 「この地域の砲撃により救急隊

ルダン川西岸地区 知るための緊急講義 MARK 歷史的文 いる しており、 事者には、特定の場所におけるM 家には64人が避難していた。 を標的にすることは、良心を欠く スラエル軍を含むすべての紛争当 行為です」。

ムページより引用します に憤り、 指揮する事務局長のメイニー た C)の野外病院に運びこまれ ル・メディカル・コープス(IM 際医療団体、 を負っていた)はラファにある国 かった。負傷者(何人かはやけど ガザでMSFの医療活動を 『私たちはこのような悲劇 深い悲しみを感じて インターナショナ いま

なりました』とニコライは言 メカニズムも信頼できないという という約束は空虚で、衝突回避の 所はなく、安全な場所を確保する 義理の姉が殺されるのを見たので 同じ日 使が続いているうえ、人道支援要 厳しい現実が、 イスラエル軍戦車の砲弾で母親と 理で即時停戦に拒否権を発動した 員とその家族がたくさ とんでもない勢いでの武力行 に、犠牲者の2人の娘は、 『ガザのどこにも安全な場 「人口密度の高い都市部 改めて浮き彫りに んいる建物

ています。

めている」 加え、 と連絡を取り、さらなる説明を求かった。MSFはイスラエル当局 げられていた。攻撃の前にイスラ エル軍から退避要求は出ていな ル*3メ 確に把握している」 SFの避難所の正確な場所を、 建物の外側には、2メー トルのMSF の旗が掲 「これに 明

きたことを、捨象しています。

され、MSFスタッフの5歳の娘8日にラファの別の避難所が攻撃 8日にラファの別の避難所が攻撃 保せず、 いた」 療活動を尊重していないことを改 軍事作戦において市民の安全を確 が死亡した事件を生き延びた者も 「このことは、 人命を完全に軽視し、 イスラエル軍が 医

けてきまり

は1度も裁いてきませ

んでし

の攻撃が、 は明らかです。 用でした。 イスラエルによるパレスチナへ 無差別殺人であること

9、当事者らはその存在を--ムの所在を定期的に通知 「攻撃当時、この ノサイド は、 レスチナへの攻撃について、4つの岡さんは、イスラエルによるパ 2つ目は、日本の主要メディア の要点をあげています。 さて、 パレスチナで起きている本当 現在起きていることは、 本の紹介をします。著者 (大量殺戮)であると。 ジェ

を無批判に流すだけです。これま けた」というイスラエル側の情報

イスラエルがパ

レスチナ

現在のパレスチナの状況

スチナ人に対する。。、
者による植民地国家であり、パレ 法違反、国連安保理決議違反を続 国家(特定の人種の至上主義に基 数々のジェノサイドを繰り返して 3つ目は、報道で捨象されてい れないほどの 戦・1・2 名つ 人種差別を基盤とする国 したが、それを国際社会 昨年10月7日のハマス主導にのに殺されたりしています。 多くのパレスチナ人がイスラエル ます。 壁やフェンスで完全封鎖されて くの。 は、国際法違反です。そして、 ヨルダン川西岸地区には、 によって殺されています 囲からイスラエル軍に監視され は撤退しましたが、ガザ地区は周 います。占領地に入植すること エル軍やイスラエル人が入植して 2007年以来イスラエルにより イスラエル軍やイスラエル人 バレスチナ人が何の罪もない レスチナの それにともないガザ地区か ガザ地 イスラ また、 区 多

たかといいとう建国され

ナ人への弾圧に対する反撃です。

そして今回の構図は、

イスラエ

からのイスラエルによるパレスチ よるイスラエルへの攻撃は、

日頃

ることはほぼ不可能だ」

での医療・人道援助活動を維持す めて示している。これでは、

ました。 E I 建国以降、 建国以降、イスラエルによるパレました。翌1948年イスラエル が、賛成多数で可決されてしまい 生き延びた、25万のユダヤ人難 解放します。600万と言われる ロッパのユダヤ人の国を創ること 民をどうするかが課題になって ストの犠牲になりました。そこで れてソ連軍がアウシュヴィッツ レスチナを分割しそこにヨ 1 9 4 7 イスラエルによるパ 年国連総会で、

は解決になりません。

がなされたとしても、それだけで

ロッパのユダヤ人がホロコー 945年ナチス・ドイツが敗 を

人への無差別殺人です。仮に停戦はなく、ハマスを含むパレスチナ

ルによるハマスへの無差別殺人で

す。すべては、そこからです。行為に対し、罰を受けるべきで をやめて、今までの国際法違反の ナ人への無差別殺人や不当 まずは、 イスラエルはパレスチ な弾圧

袴田巌さんの裁判闘争に参加して

が静岡地裁で続いている。 さんの再審公判(やり直し裁判) 皆さんもご存知のように袴田

判が開かれた。 第8回公判、15日に第9回公 が開かれて、この2月14日に 昨年10月27日に再審公判

掲示板に示される。 待たされてようやく当選番号が ずか27席である。1時間近く る。ところが、一般傍聴席はわ 求めて多くの人が並び抽選とな 頃に静岡地方裁判所に傍聴券を 公判の日は、午前8時30分

うやく2月に初めて傍聴するこ は当たらない事が続いたが、 や100人が並びとても傍聴券 最初の頃の公判では200人 ょ

ブルが起きていると言う チェックで傍聴者との間でトラ までの金属探知機のボディー 初めて体験した。聴けば、これ 言う、こんな過剰な検査態勢は ディーチェックをします。」と す。」さらに「金属探知機でボ 下さい。筆記道具だけは認めま が並んでいて、「荷物を預けて された法廷に行くと多くの職員 ところが、裁判所に入り指名

の犯人だとして長々と立証を述 地検は公判で袴田さんが事件

> べる。一方、弁護団は検察の姿勢 は単なる時間の引き延ばしだと批

ている。 審公判になるスケジュールとなっ 続き、5月22日(水)に最終再 今後も3月、4月と再審公判が

んが亡くなられたとの報道があっ 新聞に「島田事件」の赤堀政夫さ なお、2月23日(金)の静岡

訴された。赤堀さんは一審静岡地 内で幼女が殺害された「島田事 1958年に死刑判決を宣告し最 として無罪を主張したが、地裁は 裁の初公判から自白を強要された 高裁で確定した。 件」で逮捕され、殺人罪などで起 赤堀さんは1954年に島田市

を経て再審裁判が始まり、地裁は の「四大死刑冤罪事件」の一つで 1989年に無罪を言い渡した。 免田、財田川、松山に続く戦後 その後、4度にわたる再審請求

上げて集まった支援者に生還をア 裁で再審無罪判決が言い渡された ピールした。 赤堀さんは、地裁前で右拳を突き 1989年1月31日、静岡地

よ。でも、本当に長い。無実の人 「35年と口で言うのは簡単だ

> なかった。「こちらの言い分は全 然聞いてくれない。調書が無理や り作られた」と言う。 もない」。別件で逮捕し、自白を を殺していい法律なんて、どこに 強要した警察官らへの怒りも消え

改定されないままで「国会の怠 た再審法(刑事訴訟法の再審規 で学びも多かった」と言う。他方 弁護士は「弁護団に加わったこと 慢」であると指摘する。 定)は赤堀さんの再審無罪以降も で、当時から不備が指摘されてい 赤堀さんの弁護団員だった河村

問題である。袴田さんの一日も早 再審法の改定の遅れ等々は本当に しくお願いする。 無罪判決をめざして支援をよろ このように冤罪事件が多い事が (富田英司)



裏金問題を です

明らかです。上脇さん 之さんの実績をみれば この問いかけは上脇博

つものバンダナ姿にラ り、今や全国から講演 野が通常より狭いこ た。冒頭、ご自分の視 待で包まれていまし 会場は大きな拍手と期 フな恰好での登場に、 機会がありました。い 上脇さんの講演を聞く 依頼が殺到中です。 ン」共同代表でもあ 学で教授を勤められ、 は、現在、神戸学院大 承認兵庫県民集会」で 「『建国記念の日』不 「政治資金オンブズマ 私も、2月11日の

る姿勢に親近感が持て き取りにくいことを告 と、声がハスキーで聞 ました。 知、会場に理解を求め

なぜ「政治とカネ

を告発し続けるのか、

で、その後、キリスト教、マルク 本が、椎名麟三の「生きる意味」 ポートを任されたことです。その

と母方の祖母宅から中学校に通 麻雀仲間の読書感想文のようなレ も自宅や友人宅で麻雀三昧の日々 ないことに好感を持てたこと。大 ボ」が記憶にあり、拳銃を持たず 歩を利用し通学する毎日でした。 の叔父宅から、自転車・汽車・徒 要因でしたが、高校も祖母宅近く り、父親の転勤が予想されことも 児島県姶良郡という過疎地であ 寄り添う少年でした。生まれが鹿 した。例えば、小学校を卒業する あったのかな、と思う所がありま 1958年生まれにしては苦労が さんの生い立ちが詳細に綴られ、 を送ります。転機となったのが、 学受験浪人時代は、受験勉強より に犯人を捕まえ、権力者に忖度し い、独り暮らしの祖母の寂しさに 中高校時代は、「刑事コロン 挙制度が必要と、上脇さんの主 等」(憲法14条)に基づく選 2015年政党交付金制度がス りますが、目指すのは無所属も だと確信しました。 の意向に沿わない欠陥制度なの 張の正当性に気づかされまし 憲法の視点から「投票価値の 学へと導かれたそうです タートしたこと。 企業献金を温存しながら 定され、政治腐敗の温床である は1994年に政党助成法が制 含む「完全比例代表制」です。 所属が条件付きという欠陥があ は自公政権有利に動き、有権者 た。やはり、 そして、忘れてはいけないの 現行の「比例代表制」にも党 議会制民主主義の実現には

「小選挙区制」に

改革・選挙制度の改革と同時に すべきと主張しています。政治 上脇さんは政党交付金は廃止

なぜ「政治とカネ」を 告発し続けるのか 議会制に十二義の実現を求めて 来る議会 う。 張しましょ て、当たり前 実現に向 性も参加 性も多様 議会から、女 男性中心 の権利を主 出

ス主義に出会い、大学法学部入

始めに紹介した著書では、上脇